

大気汚染防止法改正

赤字:R3.4.1から、青字:R4.4.1以降の改正

	施行日	対象材			改正の概要等	根拠 (施行規則は施行日が3段階に分かれているため、R4.4.1施行以降に条ずれが発生する)	
		吹付け石綿 *** 石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	石綿含有 仕上塗材 (工法によらない)	石綿含有 成形板等			
事前調査	調査の実施	現行	対象	対象	対象	対象:解体等工事(建築物等を解体、改造、補修する作業を伴う建設工事)規模要件なし、個人も対象。 環境省通知で対象の建築物、工作物及び除外作業が列挙(くぎ打ち作業、除去せず新たな材料を追加するのみの作業等)。	法第18条の15第1項、4項 環水大発第2011301号(令和2年11月30日)
	調査の方法	R3.4.1~	対象	対象	対象	書面及び目視による調査(H18年9月1日以降に工事着手したものは除く) 明らかにならなかった場合は、分析調査もしくははみなしの措置	法第18条の15第1項、4項 施行規則第16条の5
	実施者の要件	R5.10.1~	対象	対象	対象	一定の知見を有する者が行う(資格要件の義務化)。 対象:建築物を解体、改造、補修する作業を伴う建設工事(工作物は対象外)	令和2年環境省告示第76号
	発注者への説明	現行	対象	対象	対象	発注者へ工事の開始日までに書面にて説明 調査結果、調査終了年月日、調査者氏名及び調査者に該当することを明らかにする事項、 (特定工事に該当する場合は作業の種類、実施期間、方法等)	法第18条の15第1項 施行規則第16条の6、7
	結果の保存	R3.4.1~	対象	対象	対象	調査の記録及び発注者への説明する際の書面の写しの保管(解体等工事の終了した日から3年間)	法第18条の15第3、4項 施行規則第16条の8
	発注者の配慮等	R3.4.1~	対象	対象	対象	法遵守のための適切な費用負担や調査の協力等の配慮。元請けから下請けへの請負についても準用	法第18条の15第2項 法第18条の16第2項
	市への 調査結果の報告	R4.4.1~	対象	対象	対象	対象の建築物等について石綿の有無に係らず、電子システムによる報告が必要(厚労省・環境省共通システム) 対象:床面積80m ² 以上※1の建築物の解体、 請負代金が100万円以上※1の建築物の改造・補修、 請負代金が100万円以上※1の工作物※2の解体、改造、補修 ※1当該作業の対象として。事前調査に係る費用は含まない。税込。 ※2特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。	法第18条の15第6項 (施行規則第16条の11) 令和2年環境省告示第77号
作業 計画等	作成	R3.4.1~	対象	対象	対象	石綿含有成形板等についても対象	法第18条の14 施行規則第16条の4第1項
	下請への説明	R3.4.1~	対象	対象	対象	元請は下請に作業の種類、方法、期間、工事の概要等を説明しなければならない。	法第18条の16第3項 施行規則第16条の11
届出	作業実施届出	現行	対象	対象外	対象外	作業開始の14日前までに発注者が届出。 塗材が特定粉じん排出等作業実施届の対象外となる。 但し、石綿含有吹付パーライト及び石綿含有吹付パーミキュライトは吹付け石綿に該当するため要届出。	法第18条の17 施行規則第10条の4 施行令第10条の2 (施行通知で明確化予定)
掲示等	結果の備え置き	R3.4.1~	対象	対象	対象	解体等工事現場に調査結果の備え置き	法第18条の15第5項 (施行通知で明確化予定)
	調査結果等の掲示	現行	対象	対象	対象	事前調査の結果、元請け又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名、事前調査の終了した年月日、事前調査の方法について(A3以上の大きさ)。	法第18条の15第5項 施行規則第16条の9、10
	作業方法等の掲示	現行	対象	対象	対象	元請け又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は代表者氏名、届出年月日、届出先、作業実施期間等について(A3以上の大きさ)。	法第18条の15第5項 施行規則第16条の4第2項
作業基準	吹付け石綿 *** 石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	現行	対象			処理すること → 大気中への飛散及びそのおそれがないこと 負圧状況の確認頻度の増加(開始後及び中断時) 集じん・排気装置の正常稼働確認頻度の増加(開始後速やかに、装置の移動後、フィルタ交換後及びその他必要がある場合に随時)	法第18条の14、19 施行規則第16条の4第6項 施行規則 別表第7の1、2
	石綿含有仕上塗材 (工法によらない)	R3.4.1~		対象		イ 湿潤化(ロの場合除く) ロ 電動工具を用いる場合は養生及び湿潤化 ハ 清掃、処理 または同等以上の措置 ※石綿含有吹付パーライト及び石綿含有吹付パーミキュライトは吹付け石綿に該当するため上段の基準	法第18条の14 施行規則第16条の4第6項 施行規則 別表第7の3
	石綿含有成形板等	R3.4.1~			対象	イ 切断・破碎等しないのでそのまま取り外す ロ イが困難な場合、湿潤化 ハ 飛散性の高いもの(けい酸カルシウム板第1種)については、養生(負圧管理は求めない)及び湿潤化 ニ 清掃、処理 または同等以上の措置	法第18条の14 施行規則第16条の4第6項 施行規則 別表第7の4
	遵守	R3.4.1~	対象	対象	対象	元請若しくは下請又は自主施行者が対象	法第18条の20
	下請に対する指導	R3.4.1~	対象	対象	対象	元請けは、適切な作業をするよう下請へ指導 (下請の指導を行わない場合、作業基準適合命令の対象)	法第18条の22
	作業結果	完了の確認	R3.4.1~	対象	対象	対象	知識を有する者(事前調査を行う者もしくは石綿作業主任者)により取り残しがないことを目視確認(個人の軽微な作業の場合は自主可) 隔離解除の際、飛散のおそれがないことを確認
報告		R3.4.1~	対象	対象	対象	元請が発注者へ書面にて報告 作業完了年月日、作業の実施状況、完了を確認した者の氏名及び調査者に該当することを明らかにする事項	法第18条の23第1項 施行規則第16条の15第1項
保管		R3.4.1~	対象	対象	対象	作業中の負圧の状況や集じん・排気装置の稼働状況の記録は特定工事終了まで保管 作業記録及び発注者へ報告した書面、特定工事が終了した日から3年間保管	法第18条の23第1項 施行規則第16条の15第2項、 施行規則第16条の16 施行規則第16条の4第3項
罰則規定	計画変更命令	現行	対象	対象外	対象外	計画変更命令違反(届出者が対象)、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	法第33条の2第2項
	作業基準	現行	対象	対象	対象	作業基準適合命令違反(元請若しくは下請け又は自主施工者が対象)、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金	法第33条の2第2項
	届出義務違反	現行	対象	対象外	対象外	届出対象特定工事の届出義務違反(届出者が対象)、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	法第34条第1項
	除去の措置	R3.4.1~	対象	対象外	対象外	除去の措置義務違反(元請若しくは下請け又は自主施工者が対象)、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金	法第34条第3項
	事前調査結果の報告	R4.4.1~	対象	対象	対象	事前調査結果の報告義務違反(元請又は自主施工者が対象)、30万円以下の罰金	法第35条第4項

【用語の定義が変わったもの及び新たな用語】

- 特定建築材料 : 吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料(施行令第3条の3、具体的には吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材、石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材)
- 特定粉じん排出等作業 : 特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染原因となるもの
- 特定工事 : 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
- 特定粉じんを多量に発生等させる原因となる特定建築材料 : 吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材(施行令第10条の2)
- 届出対象特定工事 : 特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの